

## 遺族共済年金の転給制度について

- 遺族共済年金を受給することができる「遺族」は、死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫及び祖父母とされており、遺族共済年金を受給する順位は次のとおりとされている。（厚生年金と同じ。）

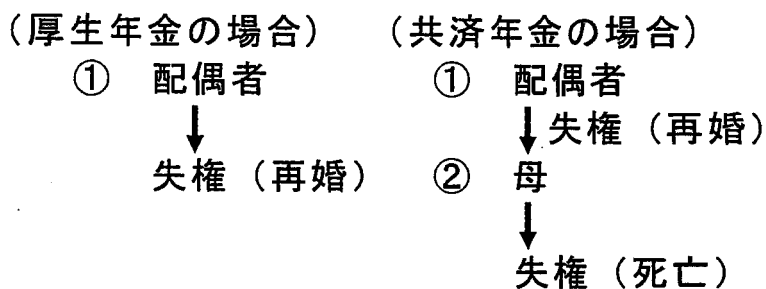
- ① 配偶者及び子
- ② 父母
- ③ 孫
- ④ 祖父母

- 先順位者が失権した場合には、次順位者に支給（転給）される。（共済年金のみ。）

（参考）「転給制度」の事例

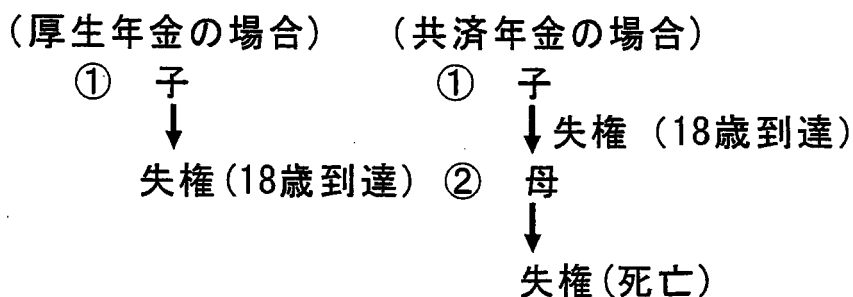
[事例1]

「遺族」が、①配偶者と②母の場合



[事例2]

「遺族」が、①子と②母の場合



## 各制度の事務組織

制度	事務組織
厚生年金 (H16. 4. 1現在)	<p>○保険者 社会保険庁 地方社会保険事務局（４７） 社会保険事務所（３１２）</p> <p>○職員数 正規職員 １７，４８２名 非常勤職員 １０，４１８名 *いずれも健保、国民年金に従事する職員を含む。</p>
国共済 (H17予算定員)	<p>○保険者 国家公務員共済組合連合会</p> <p>○職員数 ２０６名 *年金部門のみ</p>
地共済 (H17. 4. 1現在)	<p>○保険者 地方公務員共済組合連合会 ６９共済組合 地方職員共済組合（１組合４７支部） 公立学校共済組合（１組合４７支部） 警察共済組合（１組合４９支部） 東京都職員共済組合（１組合） 指定都市職員共済組合（１０組合） 市町村職員共済組合（４７組合） 都市職員共済組合（８組合）</p> <p>○職員数 ３，１９２名 *医療、福祉に従事する職員を含む。</p>
私学共済 (H17. 10. 1現在)	<p>○保険者 日本私立学校振興・共済事業団</p> <p>○職員数 ２０５名 *医療、福祉も併せて従事する１５８名を含む。</p>

# 公 的 年 金 制 度 一 覧

## ○国民年金制度

(平成15年度末(平成16年3月末)現在)

区 分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養 比率 $\frac{①}{②}$	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰 下げ除く)	実質的な 支出 総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立度合 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成17年 4月)	老齢基礎年金 支給開始年齢		
第1号被保険者	2,240 万人	2,284 万人	3.05	5.9 万円	3.6 兆円	9.9 [9.7] 兆円	2.8 [2.7]	13,580 円	65歳		
第2号被保険者	3,625					5.9	—	—		—	—
第3号被保険者	1,109					—	—	—		—	—
合 計	6,974	—	—	—	—	—					
( 参 考 ) 公的年金加入者 合 計	7,029										

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、6万人である。  
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。  
 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給権者数等を加えたものである。  
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.2万円である。  
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。  
 6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。  
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

# 公 的 年 金 制 度 一 覧

## ○被用者年金制度

(平成15年度末(平成16年3月末)現在)

区 分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・ 退年相当) ②	年金扶養 比率 ① ②	老齢(退職)年金平均 年金月額 (老齢・ 退年相当) (繰上げ・繰 下げ等除く)	実質的な 支出 総費用額	積立金  簿価ベース [時価ベース]	積立度合  簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成17年 9月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成17年度)
厚生年金 保 険	万人 3,212	万人 1,069	3.00	万円 17.1	兆円 29.7	兆円 兆円 137.4 [135.9]	4.7 [4.5]	%	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 57歳  定額部分 一般男子 62歳 共済女子 62歳 厚年女子 60歳 坑内員・船員 57歳
国家公務員 共 済 組 合	109	62	1.76	22.5	1.9	8.7 [8.8]	4.6 [4.6]	14.638	
地方公務員 共 済 組 合	315	151	2.09	23.3	4.9	37.8 [38.0]	7.6 [7.4]	13.738	
私立学校 教職員共済	43	8	5.34	21.7	0.3	3.2 [3.2]	9.3 [9.3]	10.814	
合 計	3,680	1,290	2.85	18.1	36.9	187.1 [185.9]	5.1 [4.9]	-	

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
2. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達していない者は除外している。
4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、15.456%であり、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。また、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、15.058%である。
6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
8. 積立度合とは、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す指標である。  
(前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。)

被用者年金各制度の積立金運用について

(平成15年度)

区分	厚生年金(国民年金)	国家公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済
運用の基本的な考え方	○専ら被保険者の利益のために、安全かつ効率的に行う。	○事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的に行う。	○組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政の目的の実現に資するように、安全かつ効率的に行う。	○安全かつ効率的に行う。
運用規制	特になし	特になし	長期経理の資産構成割合(義務)(組合) ① 現金、預託、信託等 …50%以上(ただし、株式及び証券投資信託は10%以下) ② 不動産及び不動産取得目的の貸付金 …20%以下 ③ ②以外の組合への貸付金 …30%以下  (地共連) 現金、預託、信託等 …95%以上	長期勘定の資産構成割合(義務) ① 現金、預金、信託等 …55%以上(ただし、株式及び証券投資信託は10%以下) ② 不動産及び不動産取得目的の貸付金 …20%以下 ③ ②以外の貸付金 …25%以下
財政投融资協力等	○平成12年度まで旧大蔵省資金運用部(現財務省財政融資資金)へ預託することが義務付けられていたが、平成13年の財投改革により預託義務は廃止。預託金は平成20年度までに順次償還される。  ○厚生労働大臣から運用寄託された年金積立金の一部は、平成13年4月の財投改革の経過措置として財投債の引受に充てられている。	○財政融資資金への預託(義務) …積立金額の34%  ○財政融資資金への預託(任意) …連合会の運用手法の一つとして挙げられている。	(地共連) ○地方債又は公営企業金融公庫債の取得(努力義務) …全共済組合の積立金増加見込み額の30%から、下記財政融資資金への預託を控除した額  ○財政融資資金への預託(義務) …警察共済組合の積立金増加見込み額のうち、国の職員に係る額の30%	○政府保証債による運用(義務) …前年度長期勘定資産増加額の1/3  ○助成勘定への貸付 …長期勘定の余裕金のうち、一定の額が可能(貸付額については、上記政保債運用義務から減額)
不動産		投資不動産 2,883億円	(組合) 投資不動産 3,872億円	投資不動産 1,129億円
貸付金	組合員等への貸付	加入組合 8,968億円 (うち貸付経理) 8,759億円	貸付経理貸付 41,728億円	貸付経理貸付 1,325億円 貸付事業 一般、教育、結婚、災害、医療、住宅貸付
	その他福祉事業への貸付 (施設数は、各共済平成15年度事業年報による)	他経理貸付 1,425億円 連合会福祉経理 保健 2億円 医療 824億円 宿泊 599億円 宿泊施設: 宿泊所(共済会館を含む) 21カ所 保養所 27カ所 医療施設: 病院 26カ所 (老健 2カ所)	他経理貸付 1,917億円 宿泊経理 722億円 住宅経理 781億円 医療経理 5億円 その他経理 409億円  宿泊施設: 宿泊所 122カ所 保養所 91カ所 医療施設: 病院 11カ所 直営診療所 41カ所	他経理貸付 701億円 宿泊 403億円 医療 269億円 保健 29億円  宿泊施設: 会館 8カ所、宿泊所 6カ所、保養所 8カ所 海外保養施設 3カ所 医療施設: 病院 1カ所

(平成15年度)

区分		厚生年金（国民年金）		国家公務員共済組合連合会		地方公務員共済組合		私立学校教職員共済			
積立金総額 （簿価）		億円 1,472,722 厚生年金 1,374,110 （国民年金 98,612）		億円 86,979		億円 378,297		億円 31,802			
市場運用・ 財投協力等	市場運用 （有価証券・信託等）	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%		
	財政融資資金	340,816	22.8	33,427	37.9	255,110	67.4	22,978	71.3		
	公債引受等	（財投債引受け） 221,245	14.8	—	—	（地方債）	17,334	4.6	（政府保証債）	2,458	7.6
						（公企金融公庫債）	50,289	13.3	（助成勘定への貸付）	3,651	11.3
福祉運用	不動産			（投資不動産） 2,883	3.3	（投資不動産） 3,872	1.0	（投資不動産） 1,129	3.5		
	貸付金			（総額） 10,393 （組合員等への貸付） 8,968 （その他福祉事業への貸付） 1,425	11.8	（総額） 43,646 （組合員への貸付） 41,728 （その他福祉事業への 貸付） 1,917	11.5	（総額） 2,027 （組合員への貸付） 1,325 （その他福祉事業への貸付） 701	6.3		

(出典) 国共連・地共済は平成15年度事業年報、私学共済は平成15年度財務諸表。

(注1) 市場運用・財投協力等及び福祉運用の欄は、時価額を記載。ただし、地共済については、簿価額を記載。

(注2) 端数処理のため計数が一致しない箇所がある。

# 〈ポートフォリオ（資産構成割合）〉

(注) ポートフォリオは、16年度末の数値。  
資産構成割合は、特記するものを除き、16年度末時価による数値。

## ○厚生年金（国民年金）

〈ポートフォリオ策定上の前提〉

- ・ 予定利回り 3.37%
- ・ 外国債券<外国株式<国内株式、短期資産5%

(単位：%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
移行ポートフォリオ	79	7	3	5	6
(基本ポートフォリオ)	67	11	8	9	5
資産構成割合	79.3	7.6	3.6	5.0	4.5

## ○国家公務員共済組合連合会

〈ポートフォリオ策定上の前提〉

- ・ 予定利回り 2.5%
- ・ 積立金の34%を預託する義務

(単位：%)

	国内債券等	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
ポートフォリオ	89.0 (18.5)	4.0	0.0	4.0	3.0
資産構成割合	86.2 (12.0)	5.8	0.5	4.8	2.6

(注) ( ) 内は、貸付金及び不動産。

## ○地方公務員共済組合連合会

〈ポートフォリオ策定上の前提〉

- ・ 予定利回り 3.21%
- ・ 地共済積立金の30%・・・地方債等の取得努力義務

(単位：%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
ポートフォリオ	69.5	13.5	3.5	10.5	3.0
資産構成割合	61.7	18.4	5.7	12.8	1.5

## ○私立学校教職員共済

〈ポートフォリオ策定上の前提〉

- ・ 予定利回り 2.1%
- ・ 積立金増加額の30%・・・政府保証債又は私学振興のための助成勘定への貸付により運用する義務
- ・ 現金、預金、信託等・・・55%以上(ただし、株式及び証券投資信託は10%以下)、  
不動産及び不動産取得のための貸付金・・・20%以下、その他の貸付金・・・25%以下

(単位：%)

	国内債券等	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
ポートフォリオ	77.0 (24.0)	6.0	6.0	6.0	5.0
資産構成割合	72.3 (20.8)	8.1	6.1	6.8	6.7

(注) ( ) 内は、貸付金等。資産構成割合は、簿価ベース。

## <運用実績>

### ○厚生年金（国民年金）（承継資産を含む積立金全体）

（単位：％）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
修正総合利回り(時価)	1.58	1.94	0.17	4.90	2.73

### ○国家公務員共済組合連合会

（単位：％）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
修正総合利回り(時価)	2.03	1.56	2.05	3.84	2.65

### ○地方公務員共済組合連合会

（単位：％）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
修正総合利回り(時価)	△2.43	△0.50	△5.88	9.57	3.84

### ○私立学校教職員共済

（単位：％）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
修正総合利回り(時価)	—	—	△0.26	2.61	3.35



## 共済年金の職域相当部分について

### [ 厚生年金 ]

( 企業年金 )	
夫 分	老齢厚生年金(報酬比例年金) 100,883円 <small>(330,120円 × 7.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.988)</small>
	老齢基礎年金 66,208円
妻 分	老齢基礎年金 66,208円

合計 233,300円

### [ 共済年金 ]

20%	職域相当額 20,175円 <small>(330,120円 × 1.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.988)</small>	8.7%
夫 分	退職共済年金(報酬比例年金) 100,883円 (同左)	夫 分
	老齢基礎年金 66,208円	
	老齢基礎年金 66,208円	妻 分

合計 253,475円

(注1) 年金額は、平成12年改正前の算定方式による従前額。平成6年時点における男子の推計平均標準報酬330,120円(360,000円×0.917)を年金算定上の報酬額として計算したものであり、職域相当額は、これをもとに機械的に計算したものの。

(注2) 職域相当部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務の能率的運営に資するという観点から、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、公務員の退職後の生活の安定に寄与する目的で昭和61年に設けられたものである。

(注3) 職域相当額については、その費用を負担する現職者の負担の限度、年金受給者と費用負担者の世代間のバランスの維持等から、厚生年金相当部分の2割程度、基礎年金を含めた公的年金全体の8%程度(国共済の16年度の平均支給額は1.4万円)を上積み(労使折半負担)することとしたものである。

## 公務員の義務等

### ○公務員在職中課される具体的な義務

- ① 服務の宣誓（国家公務員法 97 条）
- ② 法令及び上司の命令服従義務（98 条 1 項）
- ③ 争議行為の禁止（98 条 2 項）
- ④ 信用失墜行為の禁止（99 条）
- ⑤ 秘密保持義務（100 条 1 項）
- ⑥ 職務専念義務（101 条 1 項）
- ⑦ 政治的行為の制限（102 条）
- ⑧ 私企業への関与制限（103 条）
- ⑨ 他の事業又は事務の関与制限（104 条）
- ⑩ 警察職員等の団結権の制限（108 条の 2 第 5 項）
- ⑪ 団体協約締結権の制限（108 条の 5 第 2 項）

### ○公務員を離れた後も課される義務

- ・ 秘密保持義務（100 条 1 項）：終身
- ・ 再就職の制限（103 条 2 項）：離職後 2 年間
- （・ 信用失墜行為の禁止義務）

### ○刑事罰

- |                |   |                           |
|----------------|---|---------------------------|
| ・ 秘密保持義務       | } | 1 年以下の懲役又は 3 万円以下<br>の罰金  |
| ・ 再就職の制限       |   |                           |
| ・ 争議行為の禁止      | } | 3 年以下の懲役又は 10 万円<br>以下の罰金 |
| ・ 政治的行為の制限     |   |                           |
| ・ 警察職員等の団体権の制限 |   |                           |

## 民間の3階部分（企業年金）の状況

### ○民間企業の7割以上で企業年金が設けられている。

\* 人事院の「民間企業の勤務条件制度等調査」（平成16年10月1日現在）  
調査対象：従業員100人以上の企業

#### ○企業年金制度がある企業の割合

	平成16年度	平成15年度	平成14年度
総計	72.4%	71.1%	73.6%
従業員500人以上	81.7%	84.7%	86.4%
従業員500人未満	70.2%	67.4%	70.2%

### ○厚生年金に加え、企業年金では月額3～5万円程度が給付されている。

形態	平均月額（平成16年度）
厚生年金基金（加算型）	（加算額） 34,550円
確定給付企業年金	53,951円
確定拠出年金（企業型）	35,089円

\* 共済年金の職域部分の平均月額（平成16年度） 約1.4万円

### ○退職金の「外枠」と考えられる代行型基金や「外枠」が多いと言われる総合型基金でも月額1万円前後の額が給付されている。

形態	平均月額（平成16年度）
厚生年金基金（加算型）のうち総合型	（加算額） 13,551円
厚生年金基金（代行型）	（加算額） 7,450円

\* いずれのタイプの厚生年金基金も中小企業が中心。

欧米主要国における公務員年金制度

	アメリカ		ドイツ	
	公務員年金制度	民間被用者年金制度	公務員年金制度	民間被用者年金制度
共通基礎年金制度	高年齢・遺族・障害年金 (OASDI)	高年齢・遺族・障害年金 (OASDI)	/	/
保険料率 本人	6.20%	6.20%		
使用主負担	6.20%	6.20%		
職域年金制度 (1)	公務員基本年金 (FERS)	企業年金	官吏恩給制度 (BeamtVG)	法定老齢年金 (GRV)
制度設計	確定給付	個別企業による	確定給付	ポイント制
保険料率 本人	0.80%		なし	9.75%
使用主負担	残余の必要経費 (10.7% : 2004年)		全額国庫負担	9.75%
職域年金制度 (2)	/	/	/	企業年金
制度設計				個別企業による
保険料率 本人				
使用主負担				
所得代替率試算 (最終報酬に対する比率) (注)	8.7%	8.2%	7.5% (40年勤務の場合)	5.3% (現役世代の平均賃金との比率)

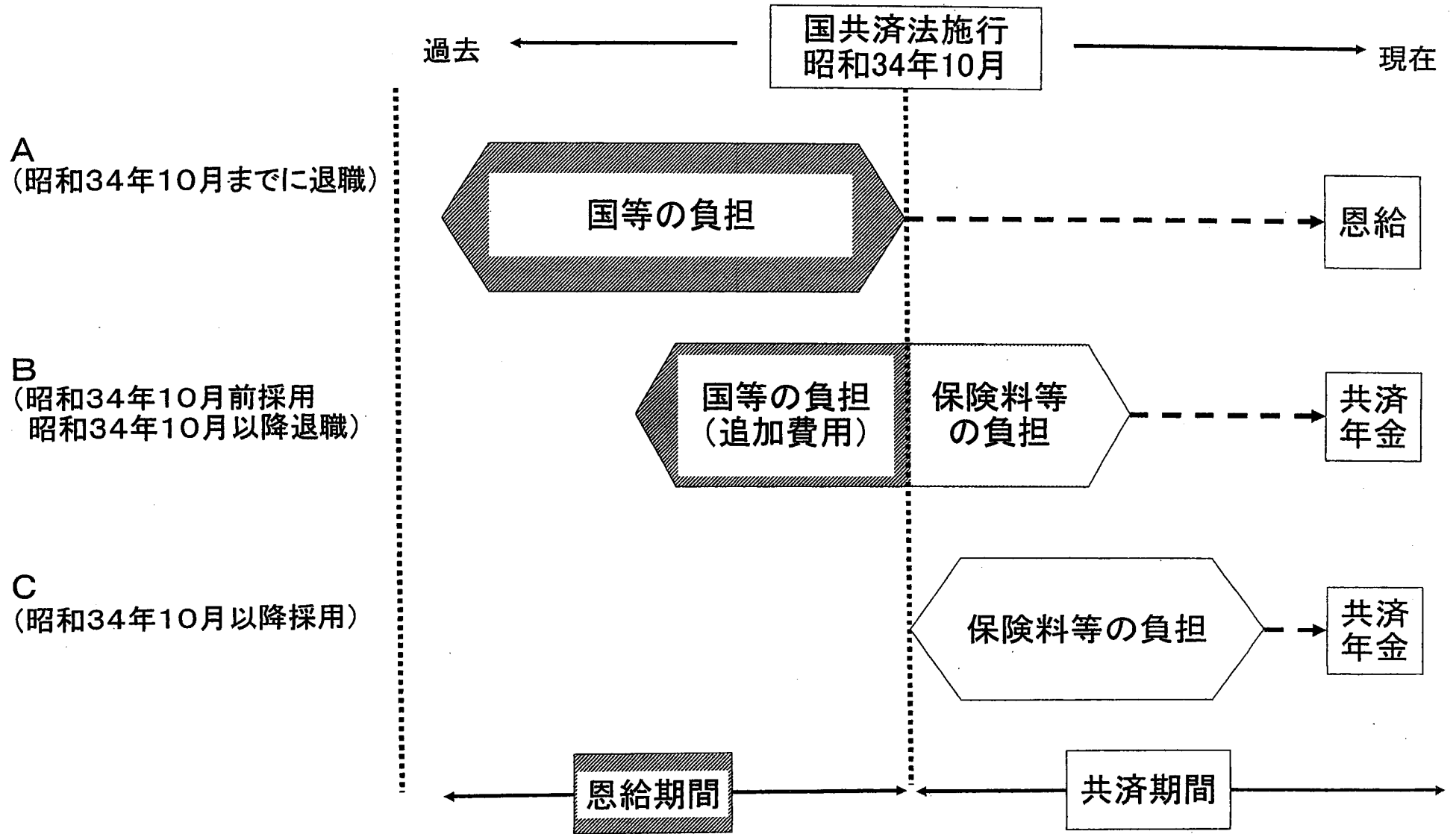
	フランス		スウェーデン	
	公務員年金制度	民間被用者年金制度	公務員年金制度	民間被用者年金制度
共通基礎年金制度	/	/	基礎年金制度 (NPS)	基礎年金制度 (NPS)
保険料率 本人			7.00%	7.00%
使用主負担			10.21%	10.21%
職域年金制度 (1)	官吏恩給 (CPCM)	一般制度	国家公務員協約年金 (老齢年金部分)	ホワイトカラー向け職域年金
制度設計	確定給付	確定給付	確定拠出	確定拠出
保険料率 本人	7.85%	6.55%	なし	なし
使用主負担	残余の必要経費 (25%程度)	8.20% (+支払総給与の1.6%)	2.30%+2.00%	2.00%
職域年金制度 (2)	/	ARRCO (又は AGIRC)	国家公務員協約年金 (報酬比例部分)	ホワイトカラー向け職域年金
制度設計		ポイント制	確定給付	確定給付
保険料率 本人		3.0% (7.5%)	なし	なし
使用主負担		4.5% (12.5%)	全額国庫負担	全額使用主負担
所得代替率試算 (最終報酬に対する比率) (注)	79% (月額2,286ユーロ以上)、 69% (同3,048ユーロ以上)	72% (月額2,286ユーロ以上)、 59% (同3,048ユーロ以上)	60~70%	60~70%

(注) アメリカは GAO "Federal and Private Sector Retirement Program Benefits Vary" (1997年)、ドイツ、スウェーデンは宮崎成人「主要先進国における国家公務員年金制度」(2004年)、フランスは木村陽子「フランスにおける公務員年金制度の改革」(2003年)から引用。

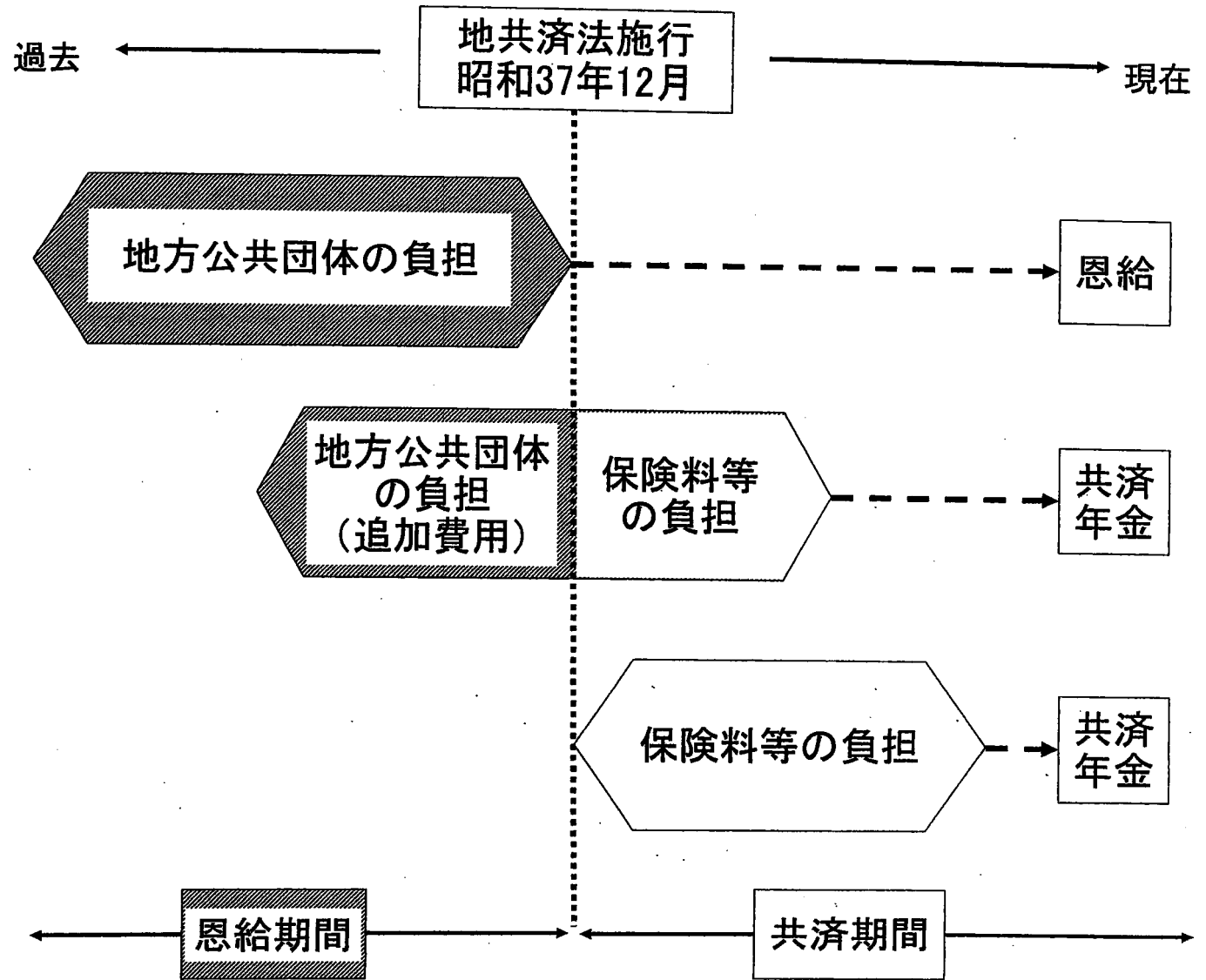
旧三公社及び農林共済の厚年統合時における「職域部分」の取扱い

	鉄道共済 (JR 共済)	たばこ産業共済 (JT 共済)	電電共済 (NTT 共済)	農林漁業団体職員共済
民営化	昭和62年4月		昭和60年4月	
統合	平成9年4月			平成14年4月
既裁定者分	<b>統合時には不設計 (▲)</b> ※統合前に全体のスライド停止で圧縮済み 昭和60年国共済法改正により、改正法施行日以降の裁定者については、過去期間も含めて職域部分を設計せず。また、旧年金については、昭和59年から年金支給額全体のスライドを停止し、62年までに給付額を100/110に圧縮済み。⇒統合時には既に職域部分なし。	<b>存続(統合の7年前からスライドは停止) (△)</b> 平成元年国共済法改正により、職域部分(10/110)のスライドを停止し、名目額を固定(→実質価値は減少)。(※改正法施行日以降の退職者については、職域部分是不設計) 【財源】原則として、移換後(移換金には会社負担有り)の残余積立金と運用益等 【支給】存続組合が費用を社保庁に納付し、社保庁が支給。	<b>存続 (○)</b> 【財源】原則として、移換後の残余積立金と運用益等 【支給】指定基金(NTT厚生年金基金)が費用を社保庁に納付し、社保庁が支給。	<b>存続(スライドは停止) (△)</b> 特例年金(職域年金)のスライドを停止し、名目額を固定(→実質価値は減少)。 【財源】原則として、移換後の残余積立金と運用益、及び会社負担等 【支給】存続組合が支給。
	新規裁定者分	<b>統合時には不設計 (×)</b> 昭和60年国共済法改正により、改正法施行日以降の裁定者については、過去期間も含めて職域部分を設計せず。	<b>統合の7年前に廃止 (×)</b> 平成元年国共済法改正により、改正法施行日以降の退職者については、原則として、過去期間も含めて職域部分を設計せず。(※共済の経過措置として一部に支給される者有り)	<b>厚生年金基金として存続 (○)</b> 【財源】原則として、移換後の残余積立金と運用益等 【支給】指定基金(NTT厚生年金基金)が企業年金(旧職域部分相当)として支給。(※将来期間分と併せて個人口座へ)
<b>職域部分を不設計 (×)</b>		<b>職域部分を不設計 (×)</b>	<b>厚生年金基金を設立 (○)</b> 【財源】保険料(労使折半) 【支給】指定基金(NTT厚生年金基金)が企業年金(旧職域部分相当)として支給。	<b>職域部分を不設計 (×)</b>

# 国家公務員共済年金における追加費用の概要

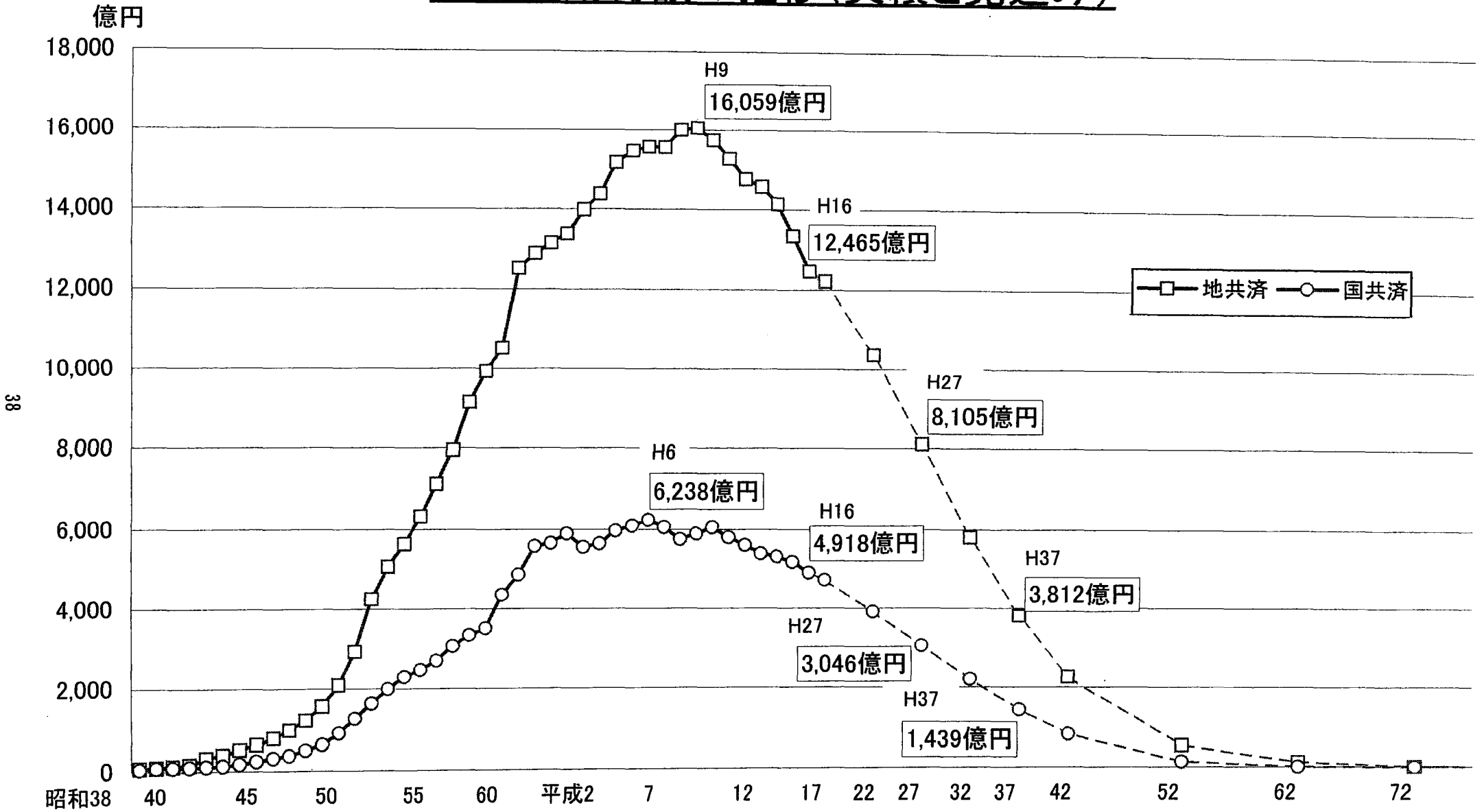


# 地方公務員共済年金における追加費用の概要





# 追加費用総額の推移(実績と見込み)



(注) 追加費用は、平成16年度までは実績値、平成17年度以降は平成16年財政再計算に基づく見通しである。

(総務省において作成)

## 共済の福祉施設の状況

	宿泊施設	医療施設	運動施設
国共済	48	26	—
地共済	215	52	—
私学共済	21	1	1

※注1 国共済については、国家公務員共済組合連合会の施設。

※注2 私学共済においては、上記のほかに季節限定の契約による海外保養施設3カ所(8室)を有する。